

訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（択一過去問編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【民法Ⅰ】

頁数	問題番号	誤	正
17～ 19	2-30～2-34 設問 ■	誤っているものはどれか	正しいものはどれか

【民法Ⅳ】

頁数	問題番号	誤	正
82	83-41	○	×

【民法Ⅳ】

頁数	問題番号	誤	正
154	92-13 解説差替	<u>弁済の提供</u> をすることにより、履行遅滞とはならず、債務不履行に基づく損害賠償責任を免れる。そして、 <u>取立債務</u> においては、この弁済の提供は、 <u>口頭の提供（準備＋通知）</u> で足りるとするのが、原則である。ただし、 <u>履行期が定まっている取立債務</u> においては、債務者は <u>引渡し準備をして待っていれば足り、口頭の提供をする必要はない</u> と解されている。よって、本肢では、取立債務であり、債務者Aは、 <u>約束の期日（履行期）までに債権者Bに絵画を引き渡す準備をして待っていたが</u> 、その期日を過ぎた後もBが引取りに来ないのであるから、口頭の提供（準備＋通知）をしなくても、債務不履行に基づくBの損害賠償請求は認められないことになる。	
	92-14 解説差替	<u>不完全履行</u> であり、 <u>追完請求</u> として、 <u>不足分の引渡し</u> を請求できる。また、原則として、買主が <u>相当の期間</u> を定めて <u>追完（不足分の引渡し）の催告</u> をし、その <u>期間内に追完がない</u> 場合は、買主は、その不足部分の割合に応じて、 <u>代金の減額</u> を請求することができる（563Ⅰ）。	
	92-15 右記追加	ただし、平成29年改正により、 <u>過失責任の原則を否定した</u> 以上、「履行補助者の <u>過失</u> 」という概念自体が、理論面での不整合をもたらすことになる。結局、415Ⅰただし書が、 <u>契約を考慮して帰責事由を考えるため、履行補助者の問題も同様に契約の解釈によって解決すること</u> となった。現時点で、この場合の契約の解釈の基準は明らかにされていないが、本肢における解答自体には変更はないものとする。	

156	92-17 解答及び 解説差替	<p>×</p> <p>賠償額の予定契約がある場合でも、予定賠償額が実際の損害よりも大きいことを理由に、裁判所は賠償額を<u>減額</u>することができる（420）。平成29年改正により、「増減できない」と規定されていた規定を削除した（「増額」することは従前どおりできないと解されている）。</p>
-----	-----------------------	---

【民法V】

頁数	場所	誤	正
167	121-34~ 121-38	誤っているものはどれか	正しいものはどれか